

平成20年2月19日

千葉県地域福祉支援計画見直し作業部会長 様
千葉県健康福祉部健康福祉政策課長 様

「千葉県地域福祉支援計画」見直しに関わる市町村社協懇話会

**「千葉県地域福祉支援計画」(案)に関する「第7次意見書」の提出について
(最終意見)**

日頃から地域福祉推進に対しご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、平成19年12月19日開催の「地域福祉支援計画見直し作業部会」において公表された「県地域福祉支援計画」見直し(案)について、市町村社協懇話会最終意見を取りまとめましたので別紙により提出します。

特に、千葉県地域福祉支援計画が求めるまちづくり・地域社会づくりを実現するためには、県内において小地域ごとに小域福祉フォーラム(ネットワーク)での取り組みが重要であり、これらの具現化に向けては次の施策の積極的な展開が必要不可欠です。

小地域福祉活動を進めるためには社会教育施設・学校教育施設等の公共施設活用等による活動拠点確保

地域づくりを支える担い手と専門職(コミュニティソーシャルワーカー)の確保における具体的な施策展開

地域づくりを進める為の事業・運営費の確保

これらの意見に関連する施策の展開と予算編成(アクションプラン)に対し特段のご配慮をお願いします。

(提出資料：別紙)

千葉県地域福祉支援計画(案)・個別事業に対する
最終意見書

市町村社協懇話会意見書

(第1次～第6次)

懇話会委員名簿

千葉県地域福祉支援計画(案)個別事業に対する最終意見

平成20年1月9日
市町村社協懇話会

項 目	重点事業名・意見項目等	意 見
<p>第4章 ちば地域福祉(地域社会づくり)新構想</p>	<p>三層福祉圏における役割分担について</p>	<p>三層福祉圏である小域福祉圏、基本福祉圏、広域福祉圏について、それぞれの意義・機能、市町村に期待される役割、県の果たすべき役割が記載されているが、「誰が(事業主体)、何を(事業)、どのように(具体的行動内容)するか」といった、より具体的な内容を盛り込むべきではないか。</p> <p>地域福祉支援計画に基づいた三層福祉圏における役割分担を、より明確化することにより、各々の機関が今後果たすべき具体的行動が明らかになると思われる。</p>

	基本福祉圏における「ちば・3つの暮らしネットワーク」の位置付けについて	ちば・3つの暮らしネットワークとして、 支え合い・助け合いネットワーク 地域事業 ネットワーク 行政ネットワーク が挙げ られ、基本福祉圏において想定される健康福祉 資源に各々位置づけられているが、このうち、 「支え合い・助け合いネットワーク」につい ては、地域住民の自助・共助のネットワークで あり、より身近な小域福祉圏での活動である と思われ、基本福祉圏域での活動にはそぐ わないのではないか。
項 目	重点事業名・意見項目等	意 見
第4章 ちば地域福祉(地域社会づくり)新構想	広域福祉フォーラムの設置・推進と健康 福祉センターの役割について	広域福祉圏については、中核地域生活支援 センター等が、広域福祉フォーラムにおけ る推進と取りまとめ(事務局)機能を担 うこととされているが、推進主体が必ず しも明確ではなく、推進に向けての県 行政機関である健康福祉センターの 役割が記載されていない。 中核地域生活支援センターの業務の 実態から判断すれば、広域福祉フォー ラム設置・推進については、推進役 として健康福祉センターを明確に 位置付けることが必要と考える。

	中核地域生活支援センターと地域包括支援センター等との関係性について	県で設置している中核地域生活支援センターの総合相談コーディネート機能と介護保険法等に基づく地域包括支援センターや障害者自立支援法等に基づく地域生活支援事業(相談支援事業)との関係性について、国の動向を踏まえつつ中核地域生活支援センターの役割・方向性を示す必要がある。
項 目	重点事業名・意見項目等	意 見
第4章 ちば地域福祉(地域社会づくり)新構想	コミュニティ・ソーシャルワーカーについて	コミュニティ・ソーシャルワーカーについては、平成20年度厚生労働省予算(案)において、「身近な地域における地域福祉の活性化を図る事業」として、地域福祉活動を調整する役割を担うコミュニティソーシャルワーカー(仮称)の設置をモデル事業として全国に100箇所実施することとなっている。(具体的内容は現在のところ未定) 国の動向を踏まえ、記載内容を検討し、整合性を図る必要がある。

	地域福祉圏域の3層構造	<p>「県は、何種類かの各福祉圏のモデルを提示し...」とあるが、「各福祉圏のモデル」とは何か。いつ、どのように提示されるのか。を具体的に示していただきたい。</p> <p>また、「地域住民が自らの判断で福祉サービスの将来像を描くことを支援します。」とあるが明確に示すことが必要と考える。</p>
全項目	県と市町村との役割	本計画にある県と市町村の役割について、合意形成ができている前提で掲載されているかが不明確である。
	図表の取り扱いについて	項目・本文と図表の位置が明確になっていないため、図表がどの項目の説明かわかりにくいので、文末に参照を入れるなど工夫をしていただきたい。
その他	地域福祉フォーラムの設置数の修正 P 1 1	平成19年度末の設置数を記述 基本地域福祉フォーラム 11 小域地域福祉フォーラム 67
	福祉教育推進の加筆 P 8 6	福祉教育連絡会議等を通じ、地区と学校が共に進める「福祉教育推進パッケージ指定」について記述